

第137回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：令和4年8月3日（水） 10：33～14：44

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕高橋滋部会長（司会）、大橋洋一部会長代理、磯部哲構成員、伊藤正次構成員、勢一智子構成員

〔政府〕加藤主税内閣府地方分権改革推進室長、細田大造内閣府地方分権改革推進室参事官、阿部一貴内閣府地方分権改革推進室参事官、泉聡子内閣府地方分権改革推進室参事官、谷中謙一内閣府地方分権改革推進室参事官、越智友啓内閣府地方分権改革推進室参事官補佐

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題：

令和4年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案に対する回答内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

＜通番3：国家資格等に係る手続のオンライン化等（デジタル庁、総務省、厚生労働省、国土交通省）＞

（デジタル庁）資料2の1ページに記載のとおり、国家資格のデジタル化に関しては、昨年のデジタル改革関連法においてマイナンバー法等を改正しており、税・社会保障に関する32の国家資格に関する事務等におけるマイナンバーの利用、情報連携が可能となっている。デジタル庁においては、令和5年度までに資格管理者等が共同利用できる資格情報連携等に関する、国家資格等情報連携・活用システムの開発・構築を現在進めている。これにより、令和6年度から国家資格のデジタル化を開始したいと考えている。

この国家資格等情報連携・活用システムにより、例えば資格の申請者等がマイナポータルを通じてオンラインの申請が可能になるほか、資格データを民間等の連携ということで渡すことも可能となる。また、各省庁等においても資格の更新等が円滑にできるほか、資格の申請においては添付書類の省略により手続の簡素化等が図られる。

なお、税・社会保障以外の国家資格に係る手続についても、マイナンバーを利用した手続のデジタル化を推進する観点から、令和4年度に調査を行っており、調査結果を踏まえながら国民の理解を得つつ、令和5年度に予定しているマイナンバー法の改正を含む必要な制度面の整備を実施した上で、国家資格等情報連携・活用システムにより取得更新等の手続における添付書類の省略を目指す、ということを考えている。

（厚生労働省）管理栄養士に係る都道府県経由事務の廃止を求めるという提案については、地方の意見を踏まえて今後検討していきたい。

厚生労働省が所管する調理師、製菓衛生師、クリーニング師、登録販売者関係について、免許関係手続のオンライン化は6月7日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において行うこととされているため、先行する資格のデジタル化の状況等を踏まえて、他省庁とも協議をしながら検討を進めていきたい。

（国土交通省）観光庁としても、全国通訳案内士についてはデジタル庁、厚生労働省から説明いただいた内容と同様に、閣議決定を踏まえて関係省庁と調整をしながら進めていきたい。

（高橋部会長）国家資格システムの対象資格拡大について、デジタル庁が予算等を含めて取りまとめていると思うが、どのぐらい拡大することを考えているか。

（デジタル庁）現在、先行する32資格についてシステムを構築している段階であるため、拡大については各省庁の中で制度的な検討をしていただいた上で、参画を希望する資格は順次、共同して進めていきたい。拡大にあたって、各資格のカスタマイズが必要となり、そこで予算が発生するのであれば確保していきたい。

（高橋部会長）負担軽減化を考えると、都道府県経由事務を必要としないような形で制度設計、システム設計が非常に重要だと思うが、そのような観点からのシステム設計は考えているか。

（デジタル庁）各資格のカスタマイズというのは必要になるが、デジタル化のそもそもの大きな目的である行政事務の効率化、国民の利便性の向上という観点から、できる限り多様なものを吸収していかなければならないのは当然なので、その点は配慮しているし、今後も配慮していきたい。

(高橋部会長) これはカスタマイズの話でなく、国家資格システムの基本の話だと思う。都道府県経由事務があるものは全て不要となるような共通仕様にして都道府県の負担を軽減するというのが、デジタル化の基本のありべき姿だと思うが。

(大橋部会長代理) オンラインの仕組みと経由事務の存在理由について、制度をつくる前にその関係は整理していただきたい。都道府県が一回書類を見て国の省庁に上げるという、明治以来の仕組みがある中で、申請の手続自体がオンラインに置き換わるという時代に、なぜわざわざもう一つ、中継点を置かなければならないのか。中継点を置くと、審査の手続が都道府県段階と国段階とで二重にかかる。今、それだけの行政事務負担をしているだけの余裕はないということで、地方から経由事務は抜いてほしいということがこれだけ大きな声で出ている。今回提案で出ている管理栄養士だけでなく、経由事務になっているものは32資格の中にもたくさんある。そこを残してのオンライン化というのは、これだけコストをかけたことに対する説明ができるのかという疑問がある。オンライン化が進み、経由事務というのも原則として不要となるというような整理ができないか。

(デジタル庁) デジタル庁の立場としては、利便性の向上と行政事務の効率化は当然推進していきたいと思っている。その中で事務の関係については、どうしてもデジタル庁は働きかける立場になるので、各省庁のこれまでの経緯や考え方も聞きながら、精いっぱいそういうことに向けてはやっていきたい。

(高橋部会長) デジタル庁の立場は分かった。ただ、システムを組み上げるときに都道府県経由事務を把握して、省庁が経由事務を廃止すると言えば直ちに廃止できるようなシステム設計上の準備をしているということでもよろしいか。毎年の分権提案で、オンライン化とともに経由事務を廃止するという提案がずっと個別に来ている。システム設計に当たって経由事務が要らないようにするというのは、設計側の責任ではないか。

(デジタル庁) 技術的に、どこまで要求条件としてやっているのかというのは手元に資料がないので、この場でお答えは差し控えていただかざるを得ない。

(高橋部会長) では、2次ヒアリングまでをお願いする。経由事務を廃止する時に、システム設計を変えなければいけないから3年も4年も待ってくれという話だと困る。そこは頭からそういうことがあり得るという視点も入れて、システム設計していただければありがたい。

(デジタル庁) 御指摘の点はよく分かったので、その点も踏まえて、今後拡大していく中でシステムを新たに設計していかねばいけないので、十分配慮はしていきたい。

(高橋部会長) システムが組み上がって、どうにもできないということは絶対ないと確約をいただいたと承る。

では、個別の対象資格拡大について、調理師は国家資格システムの対象に乗せることについて障害はあるか。

(厚生労働省) 厚生労働省として何か障害があるということではない。ただ、実務上で都道府県がどう考えるかという点はまだ確認できていない。

(高橋部会長) 都道府県事務に対してシステムを組み上げた時に、都道府県に予算的な負担を求めることはあるのか。

(デジタル庁) デジタル庁が作っているシステムに関しては特に発生しないと思う。

(高橋部会長) では、急いで乗っかるようにデジタル庁と積極的に御検討いただくということでよろしいか。

(厚生労働省) 検討する。

(高橋部会長) 承知した。製菓衛生師はいかがか。

(厚生労働省) 以降のものも含め基本は同じだと思うが、負担はお金の負担だけでなく、都道府県の人たちが様々な事務負担がある中でこれによってどう変わるのか。また登録する人は、便利だからみんなが使うとは限らないのだなということも、私どもは検疫も担当しているので、入国の際にも思うところである。何が言いたいかというと、こちらのほうが管理は楽なので、これに乗っかれればこしたことはないが、使い勝手も含めて使えるものになっているのだという、このプロセスにおいての丁寧な指差し確認はしたいと思う。したがって、部会長の御質問の検討するかについては、当然検討する。

(高橋部会長) 先行するシステムの経験からさらに使い勝手もよくなっていくと思うので、直ちに乗っかるように御検討いただければありがたい。通訳案内士はいかがか。

(国土交通省) こちらも都道府県の自治事務なので事務は都道府県で完結をしており、現時点で障害はないと認識している。先行するシステムのところはまだ我々も承知していないので、そうしたところも見えていくし、デジタル庁とも調整をしながら検討していきたい。

(厚生労働省) クリーニング師は先ほどの製菓衛生師と同様。登録販売者も自治事務なので、先行するものを見ながら検討していきたい。

(高橋部会長) では、最後に都道府県経由事務の廃止について、管理栄養士は国家資格システムによりオンライン化したら経由事務を廃止できるということでしょうか。

(厚生労働省) 今、幾つかの都道府県のヒアリングをやっており、その後全ての都道府県に意見を聞くつもり。

(高橋部会長) まだ集約はできていないということか。2次ヒアリングまでにその結果は出るか。

(厚生労働省) この夏その作業をやってるので急ぎたい。

(高橋部会長) ぜひお願いしたい。基本的にシステム設計をしっかりと、誤り入力表示機能等のチェックシステムを整備すれば経由事務を廃止できるのではないかと思う。人でできるようなことは、今はシステムでチェックできるようになっているので、活用していただければありがたい。2次ヒアリングまでによろしく願います。

(大橋部会長代理) 今、いろいろ調査をして、この仕組みに乗るものを拡大することを進められているとお話を聞いたので、できればその時に各省庁に都道府県等の自治体の意見も聞いていただきたい。この先何年経ってもこの拡大を求めるといふ提案が出続けるようなことがないように、今回先行的に一括して引き受けてある程度件数が多くて困っているようなものがあれば、それを聞き取っていただいて、今進められている作業の中に乗るような形で戦略的に進めていただければと思う。

(デジタル庁) 御指摘のあった点については、デジタル庁としても各省庁にお伝えをして依頼したい。

(高橋部会長) 承知した。引き続き御協力のほどよろしくお願いする。

<通番 14：マイナンバーカード関係手続の合理化（デジタル庁、総務省）>

(高橋部会長) 電子証明書は5年に1度の更新があり、単純計算で毎年2000万人程度が更新することになる。今後、マイナンバーカードが更に普及した場合に市区町村の負担は重いのではないかと。これからのマイナンバーカードの普及を含めて、真摯に負担軽減策を考えていただきたい。

(総務省) 令和3年の通常国会で成立したデジタル改革関連法案における電子証明書の発行、更新関係や、コンビニでの顔認証を使った暗証番号初期化ということも、先ほどお話しした。

電子証明書は暗号の危殆化を防ぐため5年で更新となっている。マイナンバーカードが普及すると、御指摘のとおり市区町村窓口での電子証明書の更新ニーズが増えるので、資料7ページのとおり、郵便局事務取扱法の一部を改正し、郵便局事務の中で一定の手続等を取り扱う郵便局職員に守秘義務等を課し、地方公共団体が指定した郵便局において、電子証明書の発行、更新を可能とした。郵便局は全国で2万局あり、身近なところで手続ができるようになれば、市区町村窓口の負担軽減につながると思っており、これを推進していきたい。

補助金についても、郵便局と地方公共団体の間で専用回線を引くなど、必要な整備に対する補助率10分の10の補助金を国で用意しており、募集をしているところであるが、応募する地方公共団体が少ないため、PRをしていかなければと思っている。

(大橋部会長代理) 制度の基幹のことなので、慎重になるのは重々承知の上で申し上げている。本件は、提案団体の数が市区町村を中心に相当多く、現場にとっての負担感はものすごいということを考えなければいけない。しかも、最初のマイナンバーカード制度創設時に1つ申請の山があり、マイナポイント事業などの際にもう一つ申請の山があって、その山が何年か後の更新の際には確実に来ることが予想される。市区町村に更新申請者が押し寄せることが分かっている中で、何らかの手当てをしてほしいということが、提案の趣旨だと思う。

また、公権力の行使であっても、例えば建築確認では民間開放を行った。それと比べ、本件は書類の添付を省略できるという非常にマージナルなものであり、この行為自体は公権力の行使の本丸の部分ではないので、制度的に動かすことはできるのではないかと思う。

ポイントは、公権力の行使かどうかというよりは、公証行為をやる上での正確性の担保であり、委ねる主体に対しての条件付けをどれくらい厳しくすれば委託できるのかということである。郵便局がこれをクリアできるという話だが、クリアできるのは郵便局に限定されるのか。また、最近、郵便局はいつ窓口に行っても混雑しているが、本当に任せられるのか。そのところは難しい問題があっても考えていただきたい。

そして、普通の行政手続は、更新ということになれば、新規発行のときよりも手続が少し簡易になるのが一般的であるのに、更新の際に新規発行と同様の手続を要求するということが、市区町村が対応しきれなくなるのではと心配であり、そこも含めて考えていただきたい。更新申請の山が来るまで少し時間があるので、この提案をベースにぜひお考えいただきたいと思うが、いかがか。

(総務省) マイナンバーカードの更新には大きく2種類あり、一つは10年ごとに行う顔写真付きカードの更新で

もう一つは暗号の危殆化を念頭に5年ごとに行う電子証明書の更新である。この5年ごとの更新は、市区町村窓口に限らず郵便局でもできる。郵便局がどれくらい便利なのかという御指摘があったが、郵便局事務取扱法の中で一定の郵便局の事務に地方公共団体の事務を行わせるための枠組みで、それを使ってやっているところである。

マイナンバーカードは本人の顔写真付きの身分証明書なので、10年目の更新の際には、本人の顔が変わっている可能性があり、改めて、顔写真を含むマイナンバーカードに表示される情報と最新の本人の情報の一致を確認しなければいけない。

それから、単に行政手続で添付書類が省略されるだけだという御指摘があったが、マイナンバーカードは、例えば住宅ローンなど、オンラインでのいろいろな民間取引においても電子証明書機能を使われるようになってきている。したがって、機能的には印鑑証明や住民票の写しと同様に、本人を確認するための手段であるので、もしマイナンバーカード交付の際の本人確認が不十分で、偽造されたカードを取引の局面で使用された場合、自治体にも責任が生じることになる。自治体の負担をどう減らすかというところはもちろん考えていく必要がある、現在でも手続における民間委託の範囲をかなり拡大しているが、引き続き意見を聞いていきたいと思っている。

その上で、カード交付時等の本人確認の重要性を御理解いただきながら、郵便局やコンビニといった、アクセスポイントを普及させていきたいと思っている。

(高橋部会長) ワクチン接種でも大規模接種会場を作ったわけだが、例えばマイナンバー関係手続についても勤務地に近い大都市で大規模に、市町村の枠を超えて一挙に更新や交付をするといったことも、負担軽減策としてあり得るのではないかと思う。そういうことも考えていただきたい。

本人確認における対面と同等以上の正確性については、フェイク動画を心配しているのか。

(総務省) 例えば生活相談や健康相談のように、認証強度が低くても問題ないということであれば、画像で確認するということもある。行政手続でもそういうことがあるかもしれないが、トラストアンカーとなるマイナンバーカードや電子証明書の発行の際の最初の本人確認については、もしオンラインで画像が偽造されたりフェイク動画を利用されたりすると、トラストアンカー自体が崩れてしまうので、国際的な基準に照らしても対面での本人確認が必要である。

(高橋部会長) フェイク動画についても背景などを確認すれば判断できると思うが、よく考えていただけるとありがたい。署名用電子証明書以外の暗証番号を、対面での本人確認を行わずに初期化・再設定することについて、費用対効果の観点から検討が必要とのことだが、対象を広げることは本当に難しいのか。

(総務省) 利用者証明用電子証明書の暗証番号も、コンビニで初期化・再設定できるようにするという点については、制度をつくる際に検討した。署名用電子証明書は6桁以上の暗証番号であるため忘れやすいが、利用者証明用電子証明書は4桁の暗証番号であり、覚えている方が多いのではないかというのが、当時の分析であった。

マイナポイント事業がスタートしたときには、申請に利用者証明用電子証明書の暗証番号が必要であったので、暗証番号を忘れた住民が市役所に殺到するのではと警戒していたが、混乱はなかった。一方で、特別定額給付金のときは、申請に署名用電子証明書の暗証番号が必要だったため、暗証番号を忘れた住民が市役所の窓口で殺到することとなった。こうした状況への対応策をコンビニへの対応やシステムの費用対効果を踏まえつつ検討し、コンビニでの署名用電子証明書のパスワードの初期化・再設定をスタートした。

(高橋部会長) 署名用電子証明書以外の暗証番号についても、フィージビリティスタディーをやっていただければと思う。

<通番2：住民基本台帳ネットワークシステムの利用事務の拡大（総務省、農林水産省、国土交通省）>

(総務省) 総務省としては、2ページ目に記載のとおり、所有者不明土地に対して住民基本台帳ネットワークシステムの活用が想定される事務について、各省に調査を実施した。御提案があった事務の活用については、この調査結果も考慮し、関係省庁と連携しながら必要な対応を検討したいと思っている。

(国土交通省) 所有者不明土地について実態を申し上げますと、所有者が分からない土地、いわゆる登記簿上で所有者が分からない土地は2割程度。そのような土地は公共事業や災害復旧の際に必要であり、当該土地を活用するために莫大な手間が地方公共団体にかかっている。所有者探索のために登記簿、住民票、戸籍などで調査していくわけだが、例えば固定資産課税台帳をはじめとし、行政機関内部で様々な情報を活用できるようにす

るとともに、一般の方から問合せがあれば情報提供できるという規定もある。公共事業は地方公共団体が主体となることが多いが、その場合は特に他の自治体との間で住民票の公用請求により、書類を取り寄せるといった件数が非常に多い実態にある。当省としても住民基本台帳ネットワークシステム利用事務が拡大されれば非常にありがたいことであり、総務省とよく相談して対応してまいりたい。

(農林水産省) 森林については、平成 31 年 4 月から森林経営管理制度を開始し、管理が十分なされていない森林の所有者に対して、市町村が経営管理の意向を確認し、その際に林地台帳を活用している。意向確認の際には、林地台帳情報を活用することが有用であるが、林地台帳の更新事務において住民基本台帳ネットワークシステムが仮に利用できるようなになれば、事務の効率化・省力化が図られ、森林経営管理法に基づく施策の円滑な推進も期待できると考えている。

(高橋部会長) 3 省とも非常に前向きな答えと受け止めた。今後、どのようなスケジュールで検討するのか。

(国土交通省) 私どもとしては、できるだけ早いほうがよいため、制度を所管している総務省と相談の上、できるだけ早急に検討してまいりたい。

(農林水産省) 私どもも同様で、総務省とよく相談の上、検討してまいりたい。

(総務省) 法律改正が必要であるため、法案をよく両省庁と協議をして案を作成し、できるだけ早い時期を考えている。

(高橋部会長) 一括法になり得るのか。

(総務省) 可能性としてあることは否定しない。

(大橋部会長代理) 所有者不明土地については深刻な問題が生じている。最初、林業は後継者がいないというところから問題が出てきて、それが農業、農地にも問題が出てきた。同様の問題が今度は宅地にも及んでいるというのはもはや構造的な問題であり、これからもずっと進む問題である。その解決を土地所有者の自由に委ねることはできないため、強制的に後押しをするような仕組みをつくって進めようとする、どうしても土地所有者確認がネックとなる。税務情報は土地所有者の確認において活用できるようになったが、住民基本台帳ネットワークシステムについては活用できなくなっており、今回の御提案はこのような不足部分を補足したいという趣旨と考える。住民基本台帳ネットワークシステムについて、御提案のような需要があるのであれば、提案を受けて一つ一つ検討するよりかは、最初の段階から税務情報は政府で共有する、住民基本台帳ネットワークシステムについても必要であれば共有することができるというような前提を基に制度設計することが原則になるのではないかと。住民基本台帳ネットワークシステムの利用というのをもっと広く PR したり、こうした問題については各省が共管だというような意識で意思疎通し制度設計をしなければ、制度をつくる間のタイムラグがもたない気がする。御提案のような問題が今回出てきたことは、構造的に農林や宅地行政にまつわる問題であり、突破口としてこの問題を広く捉えていただきたいと思っているが、いかがか。

(総務省) 住民基本台帳ネットワークシステムを活用している行政機関では住民票の添付省略や最新の住所情報の把握において行政効率を上げている。住民基本台帳ネットワークシステムは稼働して 20 年ほどになると思うが、安定稼働しているシステムを積極的に利用していただくことは私どもとしてもいいことだと思っている。だからこそ、私どもも各省庁に調査を行ってきたところである。

ただし、1 つだけ過去の経緯を申し上げますと、住基ネット訴訟というものがあり、平成 23 年に最高裁で勝訴するまで高裁で負けていた経緯もある。個人情報保護という点で非常に長い歴史を持った仕組みであり、私どもとしても慎重に取り扱ってきたというところはあるが、御指摘の点はよく理解できる。個人情報保護制度も整備がされてきており、その中で利活用について、各省とも十分に相談していききたいと思っている。

(高橋部会長) 引き続き 2 次ヒアリングに向けて御協力をお願いしたい。

<通番 17：会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給可能とする見直し（総務省）>

(高橋部会長) 地方自治法の立法のときに、支出可能な手当が限定列挙になったというのはあると思う。しかし、勤勉手当の支給については、処遇改善に一定の効果があり、意味があるというようになってきた。また、国家公務員の非常勤職員においても定着してきた制度である。そろそろ法律に支給可能な手当の限定列挙をやめるということについて考えられないか。

(総務省) 限定列挙の部分については、この地方自治法第 204 条第 2 項の規定である。これは昭和 31 年の改正によって同法の第 204 条の 2、給与の支給制限と併せて設けられたものとなっており、その趣旨は地方団体において国にない種類の手当も含め支給可能な手当の範囲を法律で列記することでそれ以外の支給を認めないとい

うこととし、給与の体系の明確化を図ったものであるので、この形は維持しながら必要な対応を図っていきたい。

(高橋部会長) 国との均衡と説明いただいたので、この際、勤勉手当の支給について考え方を考えていただくということが重要だと思うが、いかがか。

(総務省) 私ども、そういう状況の変化のことは承知している。繰り返しになるが、会計年度任用職員制度の創設に当たり自治体と意見交換を行ってきたという経緯がある。これも考慮し、まずは検討すべき事項について自治体の意見を伺ってまいりたい。

(大橋部会長代理) 自治体の意見を聞かれるのは良いが、この制度が急速に進展して、国も平成 29 年辺りに大きく考え方が変わった。それで一旦変わってみるとその制度の根本にある理念は、それなりに合理性はあると思う。つまり、類似の仕事をしている人に対しては同様の賃金を払うべきではないかという考え方があり、それを目指して国は非常勤職員へ勤勉手当の支給を始めたということもあって、それで今比べてみると、勤勉手当が国の職員にとってはモチベーションになっているという、そこまでの事実が出ている段階で、この提案はそういうところを押さえて言っている。そうすると、この提案をベースにして会計年度任用職員へ勤勉手当を支給する方向に踏み出さないとモチベーションが保てない。提案を実現しない理由が逆にならないのではないか。

地方自治法第 204 条第 2 項の手当の限定列挙の趣旨はあって、限定列挙を維持することであっても、理由のあるものはやはり払うべき、払うということは排除しない規定なので、そういうことを勘案して考えると、検討はぜひしていただきたいと思う。方向性はかなり明確に出ているように私には見えるが、いかがか。

(総務省) 御指摘の点は十分理解しているつもりであるので、まずは意見交換をしっかりとさせていただきたい。

(伊藤構成員) 自治体の意見を聞いて御検討いただけるということで感謝したい。この会計年度任用職員の制度は、人事評価の対象にもなっているはずであるので、人事評価を行う上でも、あるいはそれに基づく人材育成を行う上でも、この勤勉手当の支給というのは多分プラスの方向に働くと考えているので、ぜひそちらの方向で御検討いただければと思う。

(総務省) 御指摘のとおり、会計年度任用職員へ勤勉手当を支給することになれば、そのためにはしっかりと人事評価をしていただく、そして、それを活用していただくということが必要である。そういった観点も踏まえてしっかりと対応してまいりたい。

(勢一構成員) 前向きに御検討ということで感謝する。ぜひ、提案に応える方向で意見交換をしていただきたい。やはり人口減少が進んでいく中で、優秀な人材を地域にとどめるという意味でも待遇あるいはモチベーションは非常に重要かと思う。しかも、国家公務員との均衡の原則というところで、国家公務員については一定の方向性が見えているところであるので、ぜひそれを前提とした形で意見交換をしていただきたい。

(総務省) 本来であれば本日御説明する際に我々も一定の見解を整理するのが筋だろうと思うが、地方公共団体からきちんと御意見を伺うということで、我々も今、きちんと地方公共団体と話をしようということで、徐々に開始し、進めている状況である。国会でも既に議論になっているものであるから、大臣からもきちんと地方公共団体との意見交換が必要だとお答えをさせていただいているので、我々としてもその手続を進めていきたい。

国家公務員との均衡という概念はあるが、一方では、国家公務員は既存の予算計上の枠組みの中で十分措置できるレベルの人数しか非常勤職員がいないが、地方公共団体の場合は極めて多人数に上るので、勤勉手当をもし創設するということになれば、相当な巨額の予算計上が必要になってくる。自治体の財政にも多大な影響を与えかねない事象であるので、我々としてはしっかりと地方公共団体と意見交換を重ねる中でどうすればいいのかという結論を出していく必要があると思っているので、御理解をいただきたい。

(高橋部会長) 財政の話はよく理解している。しかし、会計年度任用職員への期末手当のときも相当頑張って期末手当を創設されたので、勤勉手当も同じように頑張っていたいただければありがたい。作業スケジュールを考えていただけるか。我々も 1 年単位でやっている仕事であるので、大まかに地方公共団体への意見聴取や、どのような方針を進めるなどあれば御教示いただければありがたい。

(総務省) 地方公共団体との意見交換は、今、まさに始めているところ。夏に給与の実態の調査や定員の管理の状況について、都道府県であれば人事課長や、市町村については各県の市町村課長など、そういった方から意見をいただく、意見交換する場、ヒアリングを設けている。その中で私どもも会計年度任用職員への勤勉手当のことについてどう考えているのか、評価についてどのように今、考えているかなどを投げかけて意見をいただいているところであるので、秋口までにはそういった意見を集約していけないかと考えている。

(高橋部会長)引き続き2次ヒアリングまでに我々の作業に御協力いただき、御検討いただければありがたい。

<通番1：登記所から都道府県に直接通知される登記情報への固定資産評価額及び建築年月日情報の追加（総務省、法務省）>

(総務省)固定資産税の仕組みについて、市町村においてシステム標準化を進めている。地方公共団体情報システムの標準化に関する法律が制定され、当該システム標準化に固定資産税の課税事務も対象となっている。市町村から都道府県へ通知する仕組みについても標準仕様書の中に入れており、システム標準化ができれば自動で固定資産評価額が抽出できる仕組みになる。また、eLTAXを活用し、都道府県と市町村との通知をオンラインで行うことを今後進めていこうと考えている。

(高橋部会長)システムの標準化は令和何年までに行われるのか。

(総務省)令和7年度までに導入しなければならないとされている。

(高橋部会長)令和8年4月からは全ての市町村で稼働するということか。

(総務省)然り。

(高橋部会長)新規の不動産取得の場合がよく理解できなかったが、これは不動産取得税に係る話か。

(総務省)新築の場合、都道府県が不動産取得税を課税するタイミングが先にあり、そのときに都道府県が価格を決定し、市町村に伝える。

(阿部参事官)提案団体からも新規、新築の場合については登記所で情報を保有していないので、承継分について登記所から提供できるのではないかという提案になっている。

(高橋部会長)承継分の話は令和8年4月で解消できるということか。

(総務省)システム標準化でそうなる。もう一つあるのが、オンラインでも通知できるようにということを令和8年度、これはシステム標準化とは別の話だが、それと同じぐらいのタイミングで都道府県と市町村の間でオンラインで通知できないかということを今、検討しているところである。

(高橋部会長)それはどこで検討されているのか。

(総務省)国税庁のe-Taxの改定を令和8年度中にやるということで、その大規模改修に合わせて地方税共同機構のeLTAXも同じタイミングで改定しようということで今、システム改修の準備をしている。たしか令和8年の秋だったと思う。

(高橋部会長)令和8年秋にはできるのか。

(総務省)その時期に、都道府県と市町村間の電子的な手続を可能とする方向で検討を進めている。

(高橋部会長)では、通知も自動的にできるということになるのか。

(総務省)然り。オンラインでできるようになる。

(高橋部会長)新規は提案に入っていないということか。

(阿部参事官)そこは提案団体においても難しいであろうということ。

(高橋部会長)新規でもできる可能性が出てきたのか。

(総務省)新規はもともと先に都道府県の課税のタイミングが来るので、都道府県が評価額を決定する。

(高橋部会長)どうやって決定するのか。

(総務省)これも固定資産税と同じ評価基準に基づいて、それに沿って都道府県が価格決定する。

(高橋部会長)市町村は関わりないということか。

(総務省)市町村は都道府県から通知を受け、その価格に基づいて翌年度以降に固定資産税を課税する。

(高橋部会長)では、それも令和8年秋には県から市町村の通知もオンラインでできるということでしょうか。

(総務省)今、システム標準化の対象になっているのが固定資産税の事務であり、固定資産税の事務として市町村のシステムについて標準化が義務付けられている。都道府県から市町村に通知するのは、都道府県の仕組みであり、そちらは標準化の対象にはなっていないので、そこはまた別の話になる。

(大橋部会長代理)令和8年からの話は話として、この提案は提案団体の数がすごく多い。県も含めて、市も含まれる。そこで問題になっていることが、結局、簡単に言うと都道府県の人が市にわざわざ出向いて、来庁して、そこで手書きをしているという状況が生まれてしまっているということ、それは解消していただけないかという提案である。真正性は担保してもらわないにしても、手元にあるものを送っていただければ、事務負担が相当解消できるのではないかという部分について、実現可能性はどうなのか。令和8年までというのがこの提案で出ており、先ほどのシステムで本当に令和8年からはできますと資料や文面でお示しいただいて、こ

こはできますと言っていたきたい。また、そこまでの間どうするかという問題について、対応策を一緒に考えていただけないか。

(総務省) そういう声のもととあったので、登記所から都道府県への通知というものを今回の地方税法改正で義務付けた。登記所から市町村への通知は地方税法上、義務付けられていたが、都道府県が不動産取得税を課税するタイミングでは所有権の移転があったということが分からなかったので地方税法を改正して登記所から都道府県にも通知をする仕組みが今、動き始めようとしている。それに加えて、今回、税額を決定するための価格も併せて通知してくれないかということで、提案があったものである。登記所から都道府県への所有権移転通知の仕組みが動き始めようとしているところだが、その先の話として価格も通知できたらいいということで、さきほどご説明したとおり、システム標準化とeLTAXを使ったオンライン化を進めていこうとしている。

(大橋部会長代理) 制度ができればいいが、それまでのタイムラグをどうするかについての現実的な対応策としてこういうことができないかということである。実際に法務省として、法務局として預かって、自分たちも利用しているようなものであるため一定の信頼はあるわけで、それをこのような形で回していただければ、今、現実に目の前にある問題についての対応ができるのではないかという提案なので、何かそれに応えて欲しい。

(法務省) 総務省から説明があったとおり、我々としては、今年成立した新しい地方税法に基づいて、これまでやっていなかった都道府県への通知をする事務のためにシステム連携などを行っているところである。そこでの前提は、法務局で保有している不動産取得等の登記情報について、これを市町村だけではなくて直接都道府県にも提供するというものである。少し誤解があるかもしれないのは、法務局の方で登記情報と同じように固定資産評価額に関する情報についてもデータで持っているのではないかというような前提があるのだとすると、誤解であり、実際として、法務局では申請者からデータでもらう仕組みになっていない。データで保有する可能性があるとなると、市町村から固定資産評価額の情報を電子データでもらうという仕組みはあるが、資料にあるとおり、2割にも満たない市町村からしか電子データを頂いていないという現状からすると、そもそも法務局にないデータを都道府県にお届けするというはまず実現できないところである。

(高橋部会長) 紙のデータはあるけれども、電子データがないということか。

(法務省) 登記を申請される方がその登記に必要な資料の一つとして紙媒体のものが添付されてくるという状態である。

(高橋部会長) そうすると、登記所が送ろうとするとまた手書きしなければいけない、そういう話か。

(法務省) データとして管理していないので、もし仮に都道府県にお届けするとすると、紙媒体の記録の中から抽出してデータ化をして、かつそれを都道府県に送るという仕組みが新たに必要ということになるので、そういった前提があることをまずは御理解いただきたい。

(高橋部会長) 2次ヒアリングまでに紙で説明資料を出していただきたい。それから、その上で、これは提案からはみ出るかもしれないが、都道府県のシステム標準化は市町村よりはるかに楽ではないのか。

(総務省) 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律については、我々は所管していないので、正確なお答えはできないが、1,700もの市町村が、それぞれカスタマイズして別々のシステムを作っていることによるベンダーロックインの問題を解消したいということで、市町村におけるシステムが標準化の対象になっていると承知している。

(高橋部会長) 都道府県、市町村のオンライン通知は考えた方が負担軽減にはなると思うので、将来の課題としては検討していただいたほうが良いと思う。

(総務省) 市町村から都道府県へのオンラインの仕組みができれば、それを応用することにより、追加のシステム投資は必要となるが、都道府県から市町村へのオンライン通知も、恐らく同じような形でできることにはなるのではないかと思う。この話はもともと市町村が持っている課税のシステムで価格を抽出できるかできないかという話で、今も抽出できている市町村はあるが、提案団体がそうではなかった。今回のシステム標準化で簡単にできるようになるだろう。あとは都道府県のシステムで同じように抽出することをシステム上、搭載しているかどうかという話になろうかと思われる。

(高橋部会長) 都道府県から市町村へのオンライン通知については将来的に御検討いただければありがたい。

(伊藤構成員) 令和8年のシステム標準化のときには、市町村から固定資産評価に関する情報が都道府県にスムーズに流れるようになるということだと思われるが、中古住宅の場合の建築年月日の情報というのも、これは同時に行くということか。

(総務省) 建築年月日についても、通知の内容の対象として今、検討している。システム標準化の仕様書を昨年

夏に公表しているが、この夏にバージョン2を公表することになっており、そのバージョン2でそういったことも載せていくことを検討しているところである。

(伊藤構成員) ぜひシステムの構築に当たっては、都道府県、市町村、それぞれ必要な異なる情報を漏れないようにしていただきたい。

(総務省) 標準仕様書の検討に当たっては、市町村と都道府県にそれぞれ意見を聞いていて、都道府県からのやはり価格も知りたいという声も踏まえて今回、そういった方向で検討しているところである。

(高橋部会長) それでは、2次ヒアリングに向けてよろしくお願ひしたい。

<通番6：セーフティネット保証の認定機関の拡充と事務手続のオンライン化（経済産業省）>

(高橋部会長) 2023年から本格稼働ということだが、全国的に横展開するのはいつになるのか。

(経済産業省) まず、今年、プロトタイプを完成させて、それを来年度から本格運用する。それで各自自治体に参加を呼びかけていくという形。

(高橋部会長) 費用負担はどうか。

(経済産業省) プロトタイプの費用は、デジタル庁の予算を使っているが、来年度以降、そのシステム自体は国で作るが、ランニングコストをどうするのかというのは今年度の実証事業の中でどのぐらいかかるのかということも併せて検証して来年度予算でしっかり考えていきたい。

(高橋部会長) 削減できる人件費との関係もあるが、過大な参加費用をかけるとせっかくのシステムにも参加できないということになるので、そこはしっかり普及するようにしていただきたい。

(経済産業省) おっしゃるとおり。しっかり検討する。

(高橋部会長) 商工会議所等について、事務負担以外に何か障害というのはあるのか。むしろ逆に商工会議所等が、こういう認定を行ったほうが、地場産業との接点が広がって仕事がしやすいとか、そういうこともあるのではないかと素人目には思うがいかがか。

(経済産業省) まず制度の仕組みについて、マンパワー以外で言えば、例えば災害に遭ったときに災害認定のようなものを出す、それを担当している市町村であれば、セーフティネット保証の認定も迅速に対応できるということがある。

それから、売上要件のチェックも、公平、中立な主体が行うという立付けになっている。最後、どこが認定するのが適切かということだが、地域全体を見ている市町村が良いのではないかというのが今の考え方。このため、信用保険法においては、認定主体を市町村長ということにしている。

大分県の商工労働部長で出向していたが、商工会の中には、職員が1名しかいないところはざらにあって、そういう場合に事業所を全部見て回れるかという現状なかなか厳しい。このため、災害実態を客観的に判断できる市町村長が認定主体となるのが適切かと思っている。今回、電子化も進めているため、市町村のコストも最大限抑えていきたい。

(大橋部会長代理) 商工会議所等は人数が少ないという話が出たが、提案を見ていると、市町村の中にも職員がすごく少なく、一人でやっているようなところがあって案件がたくさん積み上がっている。市町村の場合には人事はローテーションで回るため、必ずしも制度に詳しいわけではない職員が窓口立つ場合もある。その反面、商工会議所等の中には経営支援のノウハウや事情に詳しい方がいて、むしろ市よりも商工会議所のそういうところに期待したいという思いもあって商工会議所等にウイングを広げてほしいという要望である。

市町村も弱り気味であり、商工会議所等も職員の人数が少なくなっているのだとすると、どちらか択一ではなくて、それぞれで受けられるような仕組みにしておいて、オンラインで進める形が良いと思うので、片方を切り捨てる必要は全然ないのではないか。できる能力がある市の方で案件が貯まってしまっている実情があって、そこが目詰まりになっていることがこの要望を見ると出てきているので、それに対して、この提案が処方箋になるところもあると思うので、先ほどの例で、否定する必要はないのではないか。

(経済産業省) そういうケースもあるかもしれないが、一方で、今、デジタル化を進めているので、どのぐらい市町村のコストが下がるのかということもまず取り組んでみて、それを踏まえつつ、いろいろな選択肢についても引き続き検討していく。

(大橋部会長代理) かなり多くの自治体から提案が出てきているので、問題として現実に顕在化していて、しかも、それが偶然ではなくてある程度類型化されたものとしてあるということだとすると、そのまま放置してオンラインに期待して待ってしまおうというのはこの提案を受けた側としては言い辛いので、その間でも何か

対応できるような方向性を示していただきたい。

(経済産業省) 今回、自治体からの御要望ということで頂いているが、一方の当事者、自治体が業務を移管したいという商工会議所等の考えもあるかと思う。私どもも商工会議所に話を聞くと、さすがに人的マンパワーがない中では相当辛いというような声も聞こえているので、両方の御意見を聞きながら何ができるか検討したい。(勢一構成員) 商工会議所等の状況も厳しいというのは御説明いただいて十分分かっているが、今回の提案は、その業務を移管するというのではなく、認定の選択肢を増やすという内容だと理解している。自治体がやる部分もあるし、商工会議所等でやっていただく部分もある。地域によってどちらが担ったほうがより円滑になるのか、案件によってどちらに相談したほうが良いのかというのはいろいろある。

選択肢を広げるという趣旨であればむしろ検討の余地はあるのではないかと思う。提案団体の状況を伺うと、このセーフティネット申請は、申請して終わりではなく、実際にどうやって今後やっていくのか、資金繰りをどうするのか、ほかにも支援をもらえる制度はないのかという経営相談となると、小さい団体の自治体職員ではなかなか分からないところがあって苦慮しているという部分もあるので、そういう経営相談について少しでも専門性に近いところで支援が受けられると、それは選択肢になるのではないか。そういう観点から御検討いただくということではできないか。

(経済産業省) 選択肢を増やせば良いではないかという御意見もあろうかと思う。他方で、自治体からの御要望だけを受け止めて結論を出すというわけにはいかないため、商工会議所等の御意見もいろいろと伺う必要がある。今回、自治体からの御意見を頂戴したので、改めて商工団体とも今日御指摘いただいたことは共有して考えていきたい。

(高橋部会長) 意見を聞くと言っていただいた。聞き方は事務局とよく相談していただいて、ぜひ2次ヒアリングまでにいろいろな商工会議所等にも意見を聞いていただいて、自治体が本当に忙しいときに、大変だけれども、少し助けられる余裕があるときにやってもよいというような商工会議所等があるかどうかも含めて意見を聞いていただいて、その結果を踏まえた御意見を2次ヒアリングまでにお聞かせいただきたい。

<通番 18：シェアサイクルポートを都市公園法における公園施設として位置づけるための制度の整備（国土交通省）>

(高橋部会長) 結局、シェアサイクルポートは便益施設なのか。

(国土交通省) そもそも公園の中には駐輪場、自転車駐車が一般的にあるので、それは便益施設の中の「駐車場」で今まで読んできており、その類型だと思っている。

(高橋部会長) 都市公園法施行令の該当条項は限定列挙のようにも読めてしまうが、そうすると、第5条第6項の「駐車場」の中に入るといふことか。

(国土交通省) 一般的に他の法令においても、法令上、自転車駐車場という用語として整理されているところもあるが、一般的には公園の自転車駐輪場は都市公園法の中の便益施設、「駐車場」で読んでいる。

(高橋部会長) 承知した。普通、自転車駐車場、駐輪場というのはそのように読めるか。

(国土交通省) 例えば都市再生特別措置法の中でも自転車駐車場という表記をしており、都市計画法においても駐輪場については、「駐車場」として都市計画決定することが望ましいと記載されている。現に今まで公園にある駐輪場については、この「駐車場」を根拠に設置されている。

(大橋部会長代理) 都市公園法第2条第2項第7号に「駐車場」という記載があり、同法施行令第5条で「駐車場・・・に類するもの」と記載されており、この「駐車場に類するもの」という整理でシェアサイクルポートを位置づけていると考えていたが、今の御説明だと同法第2条第2項の「駐車場」の中に入るといふ御理解か。

(国土交通省) 法律の枠組みとしては、同法第2条第2項の記載は代表例示であって、同法施行令で改めて定めるという形になっている。したがって、代表例示をされた同法第2条第2項の施設についても全て施行令に列挙をされているという形になっている。建付けとしては、政令における「駐車場」に自転車用の駐輪場も含まれているものとしている。

(大橋部会長代理) 通知で明確化することで解決する気はするが、自転車活用推進法に基づいて閣議決定された自転車活用推進計画もあることから、都市公園法施行令でシェアサイクルポートを明記したほうが対市民という意味ではより分かりやすいと思うが、どう考えるか。

(国土交通省) 逆に言うと、既に都市公園の中に公園施設として置かれたシェアサイクルポートは何かという話も考えられるので、これまでの設置事例を踏まえると通知で周知するのが良いのではないかと考えている。

(大橋部会長代理) これで読めると大胆に踏み出した自治体はいいけれども、この条文の前で提案団体は慎重に悩んでいる。その悩みを解消したいという問題に対して解決策として、どれが一番簡便で分かりやすいのだろうと思った。

(国土交通省) 簡便で一番分かりやすいという方策でいけば、通知を出し、今までのようにこの通知に沿って、担当者会議の主管課長会議なりでこういう通知を出して浸透すれば、それで十分ではないかと考えている。

(高橋部会長) 承知した。分かりやすい通知を出して徹底するのは極めて重要だと思う。

(国土交通省) 承知した。

(勢一構成員) 1次回答の最後になお書きが付されており、いかなる態様のシェアサイクルポートでも全て認めるわけではないというところであるが、自治体がシェアサイクルポートを区別する判断基準を教えてください。

(国土交通省) 公園へ訪れ、実際に公園を利用する人、あるいは公園を利用する意思のある方は公園利用者で読んでいいと思っている。ほとんどあり得ないが、公園を利用しない人たちだけが利用するシェアサイクルポートがあるとすれば、都市再生特別措置法による占用許可の特例などを活用して設けることになるが、一般的に同法によるシェアサイクルポートの設置は利便性の確保のために道路占用などと一体的な計画として作られているので、基本的には都市公園法における公園施設としてシェアサイクルポートを読んでいいのではないかと考えている。

(勢一構成員) ほぼそういう例はないという御説明だが、その部分もはっきり分かるような形で示していただく必要があるかと思う。

(高橋部会長) では、通知にそこも含めてお示しいただくよう。

(国土交通省) 承知した。

<通番4：障害支援区分認定調査のオンライン化（厚生労働省）>

(高橋部会長) オンラインによる障害支援区分認定調査の実態調査をしていただけるとのことだが、調査スケジュールはどのように考えているのか。

(厚生労働省) オンライン調査の実施件数は必ずしも多くないと考えており、1年ぐらいの期間で、実施件数の把握と実態調査を行うことを考えている。

(高橋部会長) 対応方針の閣議決定が今年12月なので、できればそまでに実態調査を実施いただきたい。

(厚生労働省) 提案募集のサイクルを念頭に置いて、可能なところまで実態調査は実施したい。ただ、御提案の趣旨を踏まえ、追加で調査が必要となる可能性もあるので、一定の期間内にできるところまでの実態調査を行いたい。

(大橋部会長代理) 障害者総合支援法第20条第6項の囑託の仕組みを説明いただいたが、提案の趣旨は、委託をお願いしようとしても事業者が見つからず、他市町村への囑託も断られ、万策尽きて提案されているもので、制度としては囑託等の仕組みはあるが、本当に使えるような仕組みになっているか確認いただきたい。

また、コロナウイルス蔓延下で認定調査を行うことと、僻地や遠隔地等に赴き認定調査を行うことは、認定調査に行くことが困難であるという点で近似している。現在、特例的に行われているオンライン認定調査における支障の有無についても調べていただき、支障がなければ、離島等の僻地や遠隔地等に在住されている方にも適用できるようにしていただきたい。今回のオンライン認定調査を「緊急避難的措置」という言い方をすると非常に限定されるので、多数の地方公共団体から要望が出ているということに鑑み、事業者への委託、他市町村への囑託に次ぐ、リモートによる調査方法を確立していただきたい。

(厚生労働省) 現に市町村が認定調査に当たって困難に直面していることを今回の提案によって認識した。現在用意している制度も含めて、問題点はどこにあるのかしっかりと確認をしないと、何百キロも離れたところに認定調査に行く状態を容認することになるので、真摯に受け止めて検討したい。

障害当事者の方に対する給付費の額が増加しているところ、その説明責任についても念頭に置きながら、御指摘いただいたような新しい技術をどこまで使えるのか、ということも踏まえ、しっかりと調査し、新しい方策についても検討したい。

(大橋部会長代理) 一般市民に合理性があるとして納得いただく必要はあるが、コロナの特例措置については致し方ないのと同じように、今回提案のあった僻地に在住する方についても、説明がつくように思う。懸念点を解消していただき、ぜひ前向きに対応をお願いしたい。

(厚生労働省) 基本的に前向きに検討したい。ただ、先ほど申し上げたように施設側に入る報酬の額に直結するものであるため、施設側に入る報酬の調査を施設側の人間が補助するという形でいいのかということは何となく問われると考える。また、褥瘡というのが調査項目の中にあるが、施設利用者に褥瘡をつくらせることは施設としては恥とされているものでもあり、施設側が褥瘡の調査に関与することがどういう影響を及ぼすのか、といった点も念頭に置きながら信頼性や公正性への影響を考えていく必要があるが、前向きに検討していきたい。

(高橋部会長) オンラインによる認定調査の懸念事項というのは、実際に運用している市町村から上がってきた意見を受けてのものか。

(厚生労働省) オンラインによる認定調査に対して否定的な声が私どもの耳に届いているということではない。ただ、これまで認定の公平性に関して私どもが受けてきた意見はたくさんあり、そういったことを踏まえて想定すると、今、申し上げたようなことが問われるのではないかと考えている。

(高橋部会長) 懸念点の取り除き方についてもよく検討いただき、調査していただいた上で御回答をお願いします。前向きにご検討いただけるとおっしゃっていただいたので、できれば2次ヒアリングまでに御検討の中間報告をいただきたい。事務局ともよく御相談して作業に御協力いただければありがたい。

(磯部構成員) 基本的に前向きに御検討いただけそうでありありがたいが、懸念事項についての検討に併せて、ぜひ、メリットの観点からも御検討いただきたい。認定のために、日頃、関わりのない調査員等突然やってくるというよりは、画面越しでやるほうが認定調査を受ける御本人にとっては負担が少ないというようなことはないか。コロナ対策として緊急避難的にやってみたが、思いがけないメリットが生じたということもあるのではないかというように思う。認定を受ける方にどのようなメリットがあったのかも併せて検討していただいて、場合によっては僻地に限らず、希望すればオンラインでの認定調査を利用可能なのか、御検討いただきたい。

(厚生労働省) ICTの技術をより幅広く活用できるようにならないかという御指摘は当然であろうかと思うし、この認定の調査のみならず、障害サービスの提供の過程においてICTの活用というのは私どもも重要な課題だと認識している。

一方で、対象をより幅広く認めるとなると、中立性や信頼性の課題について、より慎重に検討することが求められると思料する。普遍的にオンラインによる認定調査を認めるために、前提となるようなメリットについて検討すべきということであるならば、もう少し調査期間及びサンプル数が欲しい。限られた時間で検討すべきということであればその時間で可能な範囲で調査し、より多くの検討をすべきということであれば一層の時間をいただきたい。

(高橋部会長) そこは事務局とよく調整いただきたい。

<通番5：生活保護法上の指定介護機関に係る手続の見直し（厚生労働省）>

(高橋部会長) 指定医療機関の変更届出については、申請窓口を地方厚生局に一本化することになっている。これを踏まえると、指定介護機関も介護保険部局に窓口を一本化するのは可能なのではないかと考えるが、いかがか。

(厚生労働省) 介護保険法上の窓口は、サービスの種類によって異なっているが、それは権限に紐づいていることに拠る。また、生活保護法についても権限に基づいて窓口が異なっているため、窓口の一本化は難しいと考えている。

(高橋部会長) 了解した。一方で、システム構築をしてもらいたいというのが提案団体の求める措置であるが、連携はこれまで十分できているため、システム構築をせずとも情報連携は十分可能ではないかと考えるが、いかがか。

(厚生労働省) システム構築自体には非常に課題が多いため、それ以外のマニュアル主導で連携するというのも選択肢の一つであると考えている。ただし、提案団体の説明資料によれば、生活保護部局における変更等届出件数は年間約1,300件とのことであるが、これは提案団体の生活保護部局の受け取る件数である。一方、変更等届出はサービスの種類によって窓口が異なり、都道府県や市町村が受け取る場合と多岐に渡るため、様々な届出先から情報を収集しなくてはいけないこととなる。そのため、受け取る側としては、情報連携により事務が省力化するが、一方で、介護保険部局で受けた届出の情報共有が必ずしもその自治体内のみで済むとは限らず、自治体間での情報共有をしなければならぬ場合もあるため、このような場合の事務負担についてもよく検討しなければならぬと考えている。

(大橋部会長代理) 指定申請の場合は窓口が一本化していることから、事業者は申請等の窓口が一つという前提

で考えており、変更届出の際にも同様に介護保険部局に変更届出は行っても、生活保護部局には届出を行わず、届出漏れが相当数生じている。これは、利用者側つまり業者側の理解が伴わず、逆に指定申請のみの窓口が一本化したことにより、このような問題が生じているものである。しかも、指定介護機関から知事への変更届出は10日以内という非常に短い期間内で行わなければならない、行政・事業者側の双方にとって支障となっている。この状況について、指定申請と変更届出は法的性格が異なるという性格論には意味がなく、むしろ手順の構造が外部に対して分かりにくいという問題提起も含まれていると考えるが、その点いかがお考えか。

(厚生労働省) 御説明のとおり、本件には行政側と事業者側それぞれの負担軽減という二つの観点があるが、どちらの支障を重んじるかは難しい判断となると考える。一方、幾つかの自治体に話を伺ったところ、自治体によっては事業者側からしっかり届出がなされるという話もあったことから、事業者側にどれだけ制度をしっかり説明できているかに拠るかもしれない。措置の実現に際して自治体側の負担が増えるという要素もあるため、行政側と事業者側の負担のバランスの上で検討する必要があると考える。

(大橋部会長代理) 本件の追加共同提案団体は非常に多い。これを踏まえると、相当数の自治体の支障となっていると言える。貴省の聞き取りに対して自治体は事実と異なる回答をしているのではないか。その結果のみをもって、本件の支障を否定することはできないため、場合によっては事務局と連携の上、論証可能な形で透明性を確保した上で調査を行い、結果や対応可否について議論をしなければ、客観的に有意な議論はできない。追加共同提案団体が多く、支障の内容も一般的で理解に難しくなく、誤解により提出されたものとは思えない。このままではこれらの自治体に対し十分な説明ができないため、説明の基礎を客観的に示していただきたい。

(厚生労働省) 当方が確認した内容が誤りや虚偽であるとは考えていないが、実態の把握は別途必要と考える。

(高橋部会長) エビデンスベースが重要なため、2次ヒアリングまでに、自治体の負担とならない形で、かつ合理的な範囲で、事務局とも相談の上で実態の調査をお願いしたい。当方の調査協力には決まった方式があるため、その点について事務局とよく相談の上、実態調査を進めていただきたい。

次に、遡及適用の件だが、取消事由に該当する事業者についても不利益遡及の立法趣旨、不利益遡及禁止原則を及ぼす必要があるのか。また、必要な移行期間を設ければ不利益遡及の既得権益を奪うことは可能ではないかという疑問がある。つまり、合理的範囲、合理的理由で既得権益を剥奪することは可能と考えるが、いかがか。

(厚生労働省) 過去に指定されていたものには経過措置がある。また、法第54条の2第1項では生活保護法に基づき介護機関の指定を行う規定、第2項では介護保険法に基づく指定または許可があれば生活保護法の指定を受けたものとみなすという規定を設けている。第3項は、第2項つまり生活保護法上のみなし指定を受けた機関については、介護保険法上の許可が取り消されれば生活保護法上の効力を失うという規定であり、どちらを根拠として許可を受けたかにより異なる法体系となっている。

また、第2項のただし書により、介護の指定を受けた場合に申出をすることで自動的に生活保護法上の指定を受けず、第1項に基づき指定を受けるという手段を残している。御指摘のあった点は感覚的に同感できる部分はあるものの、そのようなことが可能か、現段階で答えを持ち合わせていないため、よく検討させていただきたい。

(高橋部会長) そのように書き分けた立法趣旨はいかがか。

(厚生労働省) 事実関係は確認できていないが、推測すると、介護機関は手広く法人を展開し、中には生活保護法上の指定を受けてない事業所を持つケースがある。生活保護法上の指定を受けていない事業所で何か不正があった場合に、当該事業者は法人単位で介護保険法上の指定取消処分を受ける場合があるが、それは生活保護法とは関係がなく、処分を受けた事業所とは別の事業所を利用する生活保護受給者のためにみなしで指定取消を受けない道を残したのではないかと考える。

(高橋部会長) 今の御説明を踏まえると、生活保護法上の指定を受けていない介護事業者が不祥事を起こし、介護保険法上の指定取消を受けた場合にみなしで指定取消を受けることが気の毒ということであれば、介護保険法だけでなく、生活保護法上の指定も受けた事業者が不祥事を起こせば指定取消をしてもよいということにならないか。

(厚生労働省) そのような場合については、取り消す妥当性はあるのではないかと考えるが、自動的に取り消すことにはやはり懸念はある。

(高橋部会長) その点、立法経緯も含めて2次ヒアリングまでに整理していただきたい。

(厚生労働省) 可能な限り確認したい。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)